○本宮市小額工事事務取扱要綱

平成19年1月1日
訓令第66号

(趣旨)

第1条　この要綱は、小額工事の契約事務の執行を適正に行うとともに敏速なる処理を図るため、小額工事の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この要綱において「小額工事」とは、1件の設計金額がおおむね130万円未満の工事をいう。

(施行)

第3条　工事担当課は、速やかに行う必要のある小額工事で、地域住民等からの通報又はパトロール等により道路の破損、欠損、水道施設の故障、水道管の漏水及び市営住宅、学校施設等公の施設の破損等を確認したときは、小額工事施工伺・決定書(別記様式)により当該工事を施工する旨を決定し、速やかに近傍等の業者に連絡をとり、現地で施工範囲及び工法等を説明するものとする。

(契約の方法)

第4条　小額工事の請負契約は、随意契約の方法により締結することができる。この場合において、見積書は、2人以上の者から徴し、見積合わせの結果を当該小額工事施工伺・決定書の所定欄に記録し、契約の相手方を決定する。

2　前項の場合において、緊急その他特別な事情があるとき、又は設計金額が10万円未満の簡易な補修工事については、1人から見積書を徴することをもって足りるものとする。

(契約の締結)

第5条　契約の締結は、請書(工事関係様式)により行うものとする。ただし、予定価格が10万円未満であり、かつ、確実に履行される見込みがあると認められるものにあっては、請書の作成を省略することができる。

(提出書類)

第6条　小額工事の請負者からは、次に掲げる書類を提出させるものとする。

(1)　着工前写真、工事写真及び完成写真

(2)　その他工事の施工に際し、必要と認められる書類

(竣工等)

第7条　小額工事が完成し、請負者から完成届が提出されたときは、検査員である工事担当課長が検査を行わなければならない。

2　検査員は、検査の結果を当該小額工事施工伺・決定書の所定欄に記録するものとする。

3　小額工事が検査に合格したときは、速やかに当該小額工事の引渡しを受けなければならない。

(書類の省略)

第8条　この要綱で処理する工事については、請負代金内訳書、着工届、工程表、現場代理人及び主任技術者等通知書並びに工事完成引渡書は、省略するものとする。

附　則

(施行期日)

1　この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

2　この要綱の施行の日の前日までに、合併前の本宮町小額工事事務取扱要綱(平成18年本宮町訓令第2号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附　則(平成20年8月8日訓令第27号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則(平成30年5月30日訓令第7号)

この訓令は、平成30年7月1日から施行する。

附　則(令和6年3月15日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則(令和7年3月4日訓令第1号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。